

7	CAS 番号：7440-45-1（セリウム）	物質名：セリウム及びその化合物
<p>化審法官報公示整理番号： 化管法政令番号： 元素記号：Ce 原子量：140.116</p>		
<p>1. 物質に関する基本的事項</p> <p>セリウム化合物には、酸化セリウム、炭酸セリウム、塩化セリウムなどがある。酸化セリウム及び炭酸セリウムは、水に不溶であり、塩化セリウムは、水に可溶である。</p> <p>セリウムの主な用途は、ガラス研磨剤、触媒、UV カットガラス、ガラス消色剤である。酸化セリウムの主な用途は、板ガラス研磨、レンズ消色、ブラウン管研磨、光学ガラス研磨、自動車排ガス触媒とされ、また、CRT（ブラウン管）に添加されている。塩化セリウムの主な用途は、ミッシュメタル、希土類化合物の原料、セリウム化合物の原料とされている。平成 19 年度における製造（出荷）及び輸入量は、酸化セリウム、炭酸セリウムともに 1,000～10,000t/年未満であった。</p> <hr/> <p>2. ばく露評価</p> <p>化学物質排出把握管理促進法（化管法）第一種指定化学物質ではないため、排出量及び移動量は得られなかった。環境中におけるセリウム及びその化合物の化学形態は明らかでないため、媒体別分配割合の予測を行うことは適切ではない。したがって、セリウム及びその化合物の媒体別分配割合の予測は行わなかった。</p> <p>人に対するばく露としての吸入ばく露の予測最大ばく露濃度は、一般環境大気から 0.0078 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 程度となった。経口ばく露の予測最大ばく露量は、土壌から算定すると 0.45 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 程度であった。</p> <p>水生生物に対するばく露を示す予測環境中濃度（PEC）は、水質のデータが得られず設定できなかった。</p> <hr/> <p>3. 健康リスクの初期評価</p> <p>セリウム化合物はかつて血液抗凝固剤としてひろく利用されたことがあり、静脈内注射に伴う副作用として悪寒、発熱、頭痛、筋肉痛、腹部痙攣、血色素尿などがあった。しかし、セリウム及びその化合物を取り扱う労働者にそのような症状の障害が発生したという報告はない。</p> <p>本物質の発がん性については十分な知見が得られなかったため、非発がん影響に関する知見に基づいて初期評価を行った。</p> <p>無毒性量等として、経口ばく露については、ラットに希土類元素の硝酸塩混合物を投与した中・長期毒性試験から得られた NOAEL 60 $\text{mg}/\text{kg}/\text{day}$（体重増加の抑制）をセリウムに換算した 21 $\text{mg}/\text{kg}/\text{day}$ を無毒性量等に設定する。吸入ばく露については、ラットに酸化セリウムを吸入させた中・長期毒性試験から得られた LOAEL 5 mg/m^3（気管支リンパ節のリンパ組織増生など）を採用し、ばく露状況で補正して 0.89 mg/m^3 とし、LOAEL であるために 10 で除し、さらに試験期間が短いことから 10 で除した 0.0089 mg/m^3 をセリウムに換算した 0.0072 mg/m^3 を無毒性量等に設定する。</p> <p>経口ばく露については、土壌を摂取すると仮定した場合、セリウムの予測最大ばく露量は 0.45 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 程度であった。無毒性量等 21 $\text{mg}/\text{kg}/\text{day}$ と予測最大ばく露量から、動物実験結果より設定された知見であるために 10 で除して求めた MOE（Margin of Exposure）は 4,700 となる。従って、土壌からの本物質の経口ばく露による健康リスクについては、現時点では作業は必要ないと考えられるが、飲料水等からのばく露量については不明であるため、経口ばく露については情報収集等を行う必要がある。</p> <p>吸入ばく露については、一般環境大気中の濃度についてみると、セリウムの予測最大ばく露濃度は 0.0078 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 程度であった。無毒性量等 0.0072 mg/m^3 と予測最大ばく露濃度から、動物実験結果より設定された知見であるために 10 で除して求めた MOE は 92 となる。従って、本物質の一般環境大気の吸入ばく露による健康リスクについては、情報収集に努める必要があると考えられる。</p>		

なお、ナノ材料としての酸化セリウムについては、その粒子が極めて小さいために代謝・動態や毒性等が異なると考えられることから、ばく露情報等を踏まえ、別途、リスク評価の必要性について検討する必要がある。

有害性の知見				ばく露評価		リスクの判定			総合的な判定			
ばく露経路	リスク評価の指標		動物	影響評価指標 (エンドポイント)	ばく露の媒体	予測最大ばく露量及び濃度	リスクの判定					
経口	無毒性量等	21	mg/kg/day	ラット	体重増加の抑制	飲料水	—	µg/kg/day	MOE	—	×	(▲)
						土壌	0.45	µg/kg/day	MOE	4,700	○	
吸入	無毒性量等	0.0072	mg/m ³	ラット	気管支リンパ節のリンパ組織増生など	一般環境大気	0.0078	µg/m ³	MOE	92	▲	▲
						室内空気	—	µg/m ³	MOE	—	×	×

注：ばく露量、ばく露濃度及び無毒性量等はセリウムとしての値を示す。

4. 生態リスクの初期評価

本物質については、水生生物に対する毒性値および水質中濃度に関して十分に適切な知見が得られなかったため、次回以降にとりまとめることとした。

5. 結論

	結論		判定
健康リスク	経口ばく露	飲料水等からのばく露量については不明であるため、経口ばく露については情報収集等を行う必要がある。	(▲)
	吸入ばく露	一般環境大気の吸入ばく露による健康リスクについて、情報収集に努める必要があると考えられる。	▲
生態リスク	本物質については、水生生物に対する毒性値および水質中濃度に関して十分に適切な知見が得られなかったため、次回以降にとりまとめることとした。		(—)

[リスクの判定] ○：現時点では作業は必要ない、▲：情報収集に努める必要がある、■：詳細な評価を行う候補、×：現時点ではリスクの判定はできない

(○)：情報収集を行う必要性は低いと考えられる、(▲)：情報収集等の必要があると考えられる

(—)：評価の対象外、あるいは評価を実施しなかった場合を示す